

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件
原告 入 江 須 美 外23名
被告 西 予 市 外2名

西予市準備書面(2)

令和3年1月19日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告西予市代理人弁護士 松 本



原告入江須美外12名の提起した令和2年(ワ)第348号事件の請求の原因
に対する被告西予市の認否及び反論

第1、本件訴訟と肱川の治水に対して、

1項①②③

2項

の主張

第2、国への主位的請求 ダム管理事務所の放流についての管理の瑕疵(過失)

1項

2項(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)

の主張

第3、国への主位的請求 国(国土交通省四国地方整備局)の大規模洪水に対応

出来ない操作規則に変更した瑕疵

1 項

2 項

3 項

4 項

5 項

6 項

7 項

8 項

の主張

第4、予備的請求 国の放流、浸水情報を住民に周知しなかった管理の瑕疵（過失）について

1 項

2 項

3 項

4 項

5 項

以上の各主張に対する認否は、国がなすべきものであり、西予市と関係する内容に限り国の認否と同じであるので、それを被告西予市も援用する。

第5、西予市の責任についての認否及び反論

放流、浸水情報を住民に周知しなかった過失については、争う。

1、今までに経験したことがないような洪水になることを西予市は容易に予想することが出来たとの主張は争う。

平成30年7月7日午前2時30分に、野村ダム管理所長から、異常洪水時防災操作（以下、緊急放流という。）を6時50分頃開始する予定との連絡を受けたことは認める。しかし、その時点において、今迄に経験したことの無いような洪水になることまで容易に予想出来た訳ではない。

どれだけの緊急放流量になり、それがどれだけ増減するかの詳細は分からなかったからである。ただ、場合により、住民の生命、身体に危険を及ぼすことになってはならないと配慮し、防災行政無線放送により直ちに避難するよう指示すると共に、地区消防団員に戸別訪問させ、「これまでにない大量の放流により直ちに避難するよう」指示してまわらせたのである。この事実、令和2年（ワ）第29号事件で詳細に主張しているところである。

2、次に、ダム管理所からの情報提供が不十分であっても、緊急放流がいつ行われるかについて、ダム管理所に確認をして切迫性をもって住民に伝わるようにすべきであったとの主張は否認する。ダム管理所への確認については、いつ緊急放流が行われるかについて、平成30年7月7日、午前2時30分に、午前6時50分に行われる予定であること、次に、平成30年7月7日午前3時37分には、午前6時20分に前倒しして行われる可能性があること、平成30年7月7日午前4時30分には、午前6時20分に行われることをダム管理所から伝えてきていたからである。また、避難指示の伝達については、深夜の大雨が降っている状況でもあり、午前2時30分には緊急放流が午前6時50分に行われる予定だから、直ちに避難せよとの指示は伝達していなかったが、午前5時には明るくなり避難移動の安全性が向上することから、5時10分に防災行政無線放送で避難指示をし、6時過ぎ迄に合計3回、上記放送をして周知している。さらに、避難指示放送と同時刻の午前5時10分から消防団員の戸別訪問による避難の呼びかけをさせている。その際、放流により大量の水が流されてくるから直ちに避難所へ逃げるように伝えてまわらせている。これは、切迫性のある情報の伝達であることは間違いない。特に、5時10分からの放送時には、町内で3台の消防車が緊急放流による危険性を伝え、直ちに避難するよう拡声器で伝達してまわっていたし、5時15分頃と6時15分頃には、野村ダムの緊急放流を告げるサイレンが50秒間吹鳴され、次に5秒間止まるというサイクルで、計3回これを繰り返しており、町中異常な騒々しさに満ちていた。そのような状況下での消防団

員の訪問であり、住民には直ぐ避難しなければならないとの思いが十分伝わっていた。従って、川が氾濫した頃には、多くの住民が避難所又は高台の知人方へ避難しており、結果として、残念ながらこの指示に応じなかった住民の一部が逃げ遅れ亡くなったのであった。

- 3、次に、原告らは、西予市はハザードマップを作成していなかった。これも過失である旨主張しているが、作成していなかったが、その理由とそれが死亡の原因ではないことは御庁令和2年(ワ)第29号事件で被告西予市が既に反論、主張している通りである。
- 4、原告らは、被告西予市の浸水規模に対する見通しが甘く、最大でも床下浸水程度と予想し、住宅の2階に避難すれば大丈夫と考えて、防災行政無線で「屋内の高い所に避難して下さい」と放送して、誤った避難指示をしたと主張しているが、これは故意に歪曲した主張である。この点は、上記事件でも被告西予市が主張しているが、防災行政無線放送の内容は「こちらは防災西予市役所野村支所です。西予市災害対策本部からお知らせします。肱川が氾濫するおそれのある水位に達しましたので、野村地区に避難指示を発令しました。野村小学校、野村中学校、野村公民館を避難所として開設しています。直ちに避難を開始して下さい。又、避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い場所に避難して下さい」と5時10分、5時35分、6時01分の3回に渡り繰り返して放送している。その放送内容は、上記の通り、肱川の水位が氾濫する恐れがある程になっていること、避難所を特定し直ちに避難することを告げ、避難指示の発令をしたこと、そして、避難が危険な時は、近くの安全な所へ避難するか、屋内の高い所へ避難するようにと告げているのであり、この避難指示内容は、ただ屋内の高い所へ避難せよとのみ伝えているのではないことである。その放送内容も内閣府の指示しているところに従ったもので、全国的に行っている放送文言であり、指示放送やその内容に過失も誤りもない。この放送内容から、住民は2階に避難さえすれば大丈夫であると考えたため、消防団員が戸別訪問をして避難を呼びかけても、これに応じないで屋内に留まる者が多かった(甲B5号証)との主張

は否認する。消防団員は、戸別訪問の折「今までにない大量の放流がされる。危険だから直ちに避難して下さい」と危険性、緊急性を必ず告げているのである。地域住民は、事の重大性、緊急性を認識出来たものである。それ故、その後、多くの人が避難所へ避難したり、近所の高い家の知人宅へ行ったりしたものであり、安閑と構えていた人は殆どいなかったのである。

5、(1)、原告らは、西予市は、異常洪水時防災操作がいつ行われるかについて、ダム事務所に確認し、切迫性をもって住民に伝えるべきであったのに、していないと非難するが、ダム管理所からは、午前2時30分に、上記放流は6時50分、午前4時30分に、上記放流は6時20分に行う旨、連絡が入っていたのであり、それ以上に確認していないといわれても、深夜に避難指示のために問い合わせることはしていなかった。

(2)、原告らは、西予市がそのように野村ダム管理所に緊急放流をいつするか確認していないのは、ハザードマップを作成していないことから分かるように、水害発生を予想していなかったからであるという。しかし、ハザードマップの作成は、西予市単独で作成出来るものでなく、国又は県が野村地域を浸水想定区域に定めておらず、データがないため策定出来なかったからであった。だから、ハザードマップを作っていないことが過失であったとはいえない。

(3)、消防団の戸別訪問は、その人命を損失しないようにとの思いから、消防団のなした献身的行為であり、その懸命さを知って多くの住民がその指示を守って避難したのであり、戸別訪問による指示に応じないで屋内にとどまる者が多かったという主張は否認する。甲B5号証の新聞記事の中にも、戸別訪問しても多くの人が屋内にとどまっていたという記事は載っていない。消防団員の戸別訪問による避難指示に対し、住民の中には、直ちにそれに応じた者だけでなく、中には逃げ遅れて屋根の上に残っていた人も何人かはいたが、その人達も消防団に対し、避難しませんと断ったのではなく、避難すると返

事をしているのである。消防団員は、避難を拒んだ人がいれば、その者を説得して消防団員の運転してきていた車に乗せたり、身体的支障から避難所迄行けない人がいれば背負ったりして逃げる手伝いをしている。避難指示を聞きながら逃げなかった人は、自らの選択により直ちに避難しなかった為に、水に巻き込まれたものと理解するしかないのである。消防団員の避難指示は、肱川に近いところから戸別訪問しているから、6時30分の退避命令迄は続けており、6時30分に消防団が退避した頃は、まだ道路を歩行出来ていたのであり、それまでの間に直ぐ避難せよと言われた人達が逃げ遅れることはないのである。避難指示に従ったなら、十分避難所に到達出来たのである。従って、死亡の原因は、西予市の避難指示の手遅れによるものではないから、死亡に基づく損害賠償責任はない。

第6、西予市の主張 (入江善彦氏の死亡について)

(1)、訴外入江善彦氏は、上記のような西予市の過失により、死亡したとの原告らの主張については、その主張を全て否認する。否認理由は以下の通りである。

(2)、入江善彦氏は、肱川の右岸側にある野村町三島町に、妻と息子の3人で住み、印刷業を営んでいた。

(3)、平成30年7月7日午前5時40分頃、同氏宅から2～300メートル離れて住んでいた顔見知りの消防団第3部に属していたA消防団員(以下、A団員という。)が、同氏方へ避難指示の伝達に戸別訪問した。A団員は、当日の午前5時に消防団野村支所の本部に招集され、方面隊長より三島町の各戸に戸別訪問して避難指示をしてまわるよう指示命令された団員の1人であり、野村ダムの緊急放流により今迄にない大量の放流がされ、肱川が氾濫する危険性が大であるから、直ちに避難するように伝えよ、その時には、川に近付かないように、怪我をしないように、直ちに避難するように伝え、もし避難出来ない人がいれば、手助けして避難所へ連れていくようにせよ。避難所は野村中学校であるとも伝えよと命じ

られ、一旦、三島神社近くの集合場所に消防団員が集まり、各自5時20分頃から三島町内をまわった者の1人であった。その際、戸別訪問する団員は3人で、1人は身体障害のためや避難しにくい人のために車で避難所へ連れて行くべく、車（自家用車）を運転し、あと2人は道の両側の各戸に戸別訪問する者であった。3人は、およそ30軒弱の住宅をまわった。

(4)、**入江善彦**氏は、戸別訪問をはじめて7～8軒まわったところにあり、A団員が訪問した。そこでは**入江氏**が1人で新聞を読んでいた。同氏は寝巻姿でなく、既に普段着姿であった。**妻や息子**はその場にいなかった。A団員は、**入江氏**に、「野村ダムがいつもより大量の緊急放流をする。川が氾濫するおそれがあるから、直ちに避難所の野村中学校へ避難して下さい。川へ近付かないようにして下さい。怪我をしないようにして避難して下さい。」という旨を告げた。**入江氏**がこれに対し、どう返事したかよく覚えていないが、避難しないとされた記憶はない。しかし、直ぐ避難すると応じたと思い何も気にかけることなく、A団員はその後約10軒余りまわった。A団員が戸別訪問した家の中で、1人も「直ぐに避難はしない」と言った人はいなかったから安心していった。戸別訪問を始めた時刻が5時20分位、**入江氏**がまわったのは7～8軒あとなので、およそ**入江氏**方へ戸別訪問した時刻は、5時40分頃と思えるのである。その戸別訪問し始めて、退避命令が出た6時30分迄の間、三島町内の道路に川の水が浸水してきたという状況は全くなかった。退避命令が出た後、野村支所の方へ再び集まったので、それ以後の**入江氏**の行動については全く知らない。とのことであった。

(5)、そして、消防本部の作成した災害時活動状況記録（「第1号証」）によると、

6時02分	S11	三島橋現在水位橋下5メートル（三瀬）
6時40分		三島橋下水位橋下まで
6時43分	S14	三島橋左岸氾濫
6時45分	S14	野村保育所前氾濫
7時02分	S11	三島町確認→河川氾濫、住宅浸水中

とあるところから推認するに、肱川の右岸にある三島町一帯は、6時40分にはまだ道路にも住宅にも浸水はなかったことが認められる。そうすると三島町一帯の道路が水浸しになったのは、午前6時40分より後の事で、住宅浸水は7時過ぎであると推認出来る。

(6) 入江善彦氏は、その5時40分頃には、既に家を出ていたようで、その場にいなかった。消防団員も入江家で妻の入江須美氏や息子の入江俊輔氏とも顔を合わせていない。入江善彦氏に避難指示をし、了承した以上、妻子に伝わると思い、妻子の存否の確認はしていなかった。そして、後に判明したが、その時、妻子は入江家にはいなかったのであった。同氏は同氏の姿を最後に見たB氏によると、時刻は明確に出来ないが、B氏が避難しようと自分の車を運転して三島町内の松本酒店から兵頭竜氏宅方面へ向かっていた時、(既に道路は冠水し、車輪は水をバシャバシャ跳ねて進行したが)入江氏の乗用車(黄色い小型の車)が兵頭竜氏宅のそばの入江氏の駐車場に停めてあり、それに乗り込もうとしている入江善彦氏を確認したとのことである。その後、B氏は兵頭竜氏宅に入り、そこに避難したので入江氏のその後の動向は知らないけれど、入江氏をそこで見たことは間違いないとのことであった。その時刻が何時頃であったか、B氏も時計を見ていないので明らかではないが、道路に水が来ていた頃のことであったとのことである。この状況からみて、三島町内の住宅の冠水が7時2分頃であることから推量して午前7時より後であることは間違いないと思われる。入江氏は、5時40分頃、避難指示を受け、三島橋の橋下まで水が来た6時40分頃迄約1時間、避難しようと思えば消防団が退避した6時30分頃は、道は正常な状態であり、避難は容易に出来たのに、どうして避難していなかったのか。避難すれば死亡しなくて済んだのであった。このことは、原告の主張する避難指示が遅すぎて避難出来なかったという事実はなかったことを意味するものである。

第7、損害論

被告西予市は、既に主張しているように、人的損害賠償責任を負う過失責任

はないと主張している。物損については、その損害賠償をしなければならない責任発生原因が主張されていない。

そこで、以下に述べる損害論は仮定的、予備的主張である。

29号事件損害一覧表によると、

1、大森仲男関係

家屋損害	死亡慰謝料	損害合計	市の責任	相続分	弁護士費用	市へ請求額
150万円	2800万円	2950万円	一部 700万円	4分の1 737万5000円	両親合計180万円	両親合計20 46万6666円

2、大森勝子関係

逸失利益	死亡慰謝料	損害合計	相続分	市の責任
700万円	2800万円	3500万円	1166万6666円	1166万6666円

及び弁護士費用等が請求されているが、大森仲男、大森勝子の慰謝料が両者とも2800万円と計上している。2800万円の慰謝料額は交通事故による一般基準でも一家の支柱に対する請求額であり、一家に2人の支柱があるとするのは納得出来ない。被災者（被害者）大森仲男と同大森勝子が死亡し、その損害が発生した場合、その損害発生責任がある者に対して、損害賠償責任を問おうとする場合、被相続人の有している遺産につき、相続分に応じて各相続人が請求することになるが、大森仲男には逸失利益がなく、不動産（家屋）と慰謝料請求権が遺産である場合は、その合計額をその子らが相続分に応じて一次相続をすればすむのではないかと大森勝子に逸失利益と慰謝料請求権とがある場合には、その相続人ら（子ら）が相続分に応じて損害額を計上し請求すべきではなかろうか。その請求に当たり、大森仲男、勝子夫妻が同時に死亡したと推定される時は、同時死亡の効果として同人らの相続は相互に開始しないから、各相続人はそれを前提にして遺産から相続分の額を計上すればよい。その請求に当たり、弁護士費用が必要であれば、その割合を裁判所に認定して貰い、各自が取得すべき相続分を決定して貰うべきものである。ただ、本件では（国）や西予市は大森夫妻の死亡原因について、過失責任がないと主

張しているのに、これに応じることは出来ないのである。そして、どうして慰謝料額が算出されたか、逸失利益額がどのような根拠、例えば原則として納税証明により計上されたかが明らかでない。尚、亡く大森伸男氏の子の1人である原告橋掛福夫の請求に対しても、その他の相続人らに対するのと同様、西予市はその支払責任は認めないことは上記の通りである。

3、次に、訴外人入江善彦氏の人損について。

被告西予市は、その死亡の責任を否認する。

訴外人には、平成30年7月7日午前5時40分頃、消防団の野村分団3部のA団員が戸別訪問により、直ちに避難所である野村中学校に避難せよと連絡し、同訴外人もその伝言を了承していた。その後、6時30分頃迄は、車を運転して避難所に避難出来るだけの十分な時間的余裕があったのに、敢えて直ちに避難行為をとらず、自宅に1時間近くとどまっていたため、その後、自転車に乗ったものの、氾濫してきた川水に押し流され、車中で水死したものであり、避難指示に従っていれば他の住人と同じように死亡することはなかったものと推認される。それにもかかわらず、車中で亡くなっていたのは、折角、消防団員が入江氏の生命を守るべく避難指示にまわっていたのに、これに応じなかったためであったからである。念のために原告入江須美、同入江俊輔が主張する訴外人の人損の損害費目を主位的或は予備的請求につき検討すると、

死亡①慰謝料2800万円の根拠

②逸失利益4250万2428円の根拠

③その他160万円の根拠

がそれぞれ明らかでない。慰謝料については、交通事故による一般的基準によったものと推認するが、それについても正確には根拠が不明であるし、逸失利益についてもその算出根拠が所得証明書上の所得額を根拠としたものか、そうでないのか、計算式もなく不明である。その他の損害費目についても不明である。かくては、損害賠償を請求される側として、損害の計算にあたり明確な応答が出来ないのである。

4、本件損害賠償請求は、(国賠法による損害賠償請求訴訟の場合、個々の原告

の具体的損害額を主張立証せず、損害を包括して定額を主張する一括請求する場合や、全原告につき同一額や同一基準額で請求する一律請求)をする場合があると思えるが、本件は一括請求でも一律請求でもない通常の集団請求訴訟であるから、各原告の損害項目を集計して、その合計額を各人毎に請求する方式をとっている以上、それぞれの損害項目について金額とその損害額の根拠を明示して請求しなければならないが、それが出来ていない。

5、次に、その他の西予市に対する物損（家屋、家財）の損害賠償を求める請求について。

その請求者である[被告が須江喜氏外8名]の原告らの請求についても、被告西予市は全て争うが、その理由は、家屋や家財の損害の発生について、被告西予市の公権力の行使にあたる公務員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に他人に損害を与えたという理由が理解出来ない。特に、家屋や家財の損壊についてどのような過失が西予市の職員にあったため損壊したというのか、具体的な過失内容やその具体的違法性がどうして生じたというのか等につき、原告らは具体的な主張をしていない。具体的主張として、各原告の家屋の具体的損壊、損失状況やその時現在の評価額、家財の場合は家財の評価額等を正確に主張かつ立証する必要がある。不法行為責任の公平な負担という理念は理解しうるが、それでも責任の原因は明確にすべきである。西予市として、以上の物損の発生原因や所属公務員にどのような過失責任があるのか、その具体的主張をまって、必要に応じ反論をしたい。